号外第 116 号
平成 21年 6月 4日 木曜日
官 報

（号　外）

省　令

○ 厚生労働省令 第百十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月四日　　厚生労働大臣　舛添　要一

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百八十九号を第三百九十三号とし、第二百六十六号から第三百八十八号までを四号ずつ繰り下げ、第二百六十五号を第二百六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百六十九　バレルアルデヒド

別表第一中第二百六十四号を第二百六十七号とし、第二百二十九号から第二百六十三号までを三号ずつ繰り下げ、第二百二十八号を削り、第二百二十七号を第二百三十一号とする。

別表第一中第二百二十六号を第二百三十号とし、第百六十四号から第二百二十五号までを四号ずつ繰り下げ、第百六十三号を第百六十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

百六十五　2・3－ジメチルピラジン

百六十六　2・5－ジメチルピラジン

百六十七　2・6－ジメチルピラジン

別表第一中第百六十二号を第百六十三号とし、第四十五号から第百六十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五　イソバレルアルデヒド

附　則

この省令は、公布の日から施行する。